◎佐賀県条例第5号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例(平成14年佐賀県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)

第2条 略

2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。

(知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)

第4条 略

2 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の知事以外の執行機関への提供(法第30条の15第2項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。

改正後

(知事保存本人確認情報を提供する県内の市町の執行機関等)

第2条 略

2 知事が行う法第30条の13第1項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の県内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて県内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。

(知事保存本人確認情報を提供する知事以外の執行機関等)

第4条 略

2 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報(法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報から法第7条第13号に規定する住民票コードを除いたものをいう。以下この項において同じ。)の知事以外の執行機関への提供(法第30条の15第2項第2号に掲げる場合における提供に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に知事保存本人確認情報を送信することによって行うものとする。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第5条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関す	第5条 法第30条の40第1項 (法第30条の44の12において読み替え
る審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステ	て準用する場合を含む。) に規定する本人確認情報の保護に関す
ム本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、委員	る審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステ
5人以内で組織する。	ム本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、委員
	5人以内で組織する。
2 略	2 略

第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(組織)	(組織)
第5条 法第30条の40第1項(法 <u>第30条の44の12</u> において読み替え	第5条 法第30条の40第1項(法 <u>第30条の44の13</u> において読み替え
て準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報の保護に関す	て準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報の保護に関す
る審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステ	る審議会として設置する佐賀県住民基本台帳ネットワークシステ
ム本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)は、委員	ム本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。) は、委員
5人以内で組織する。	5人以内で組織する。
2 略	2 略

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。